

法人・営業所及び事業所の種類名は次の用法に基づき略語を使用することができる。

- 1 法人略語・営業所略語は、略語判別表示としてカッコを付して使用する。

事業略語にはカッコは付さない。冠頭語と事業略語は続けて記入し、分ち書きしない。

例 カ) クラシキシヨウジ クラシキシヨウジ (カ) トウキョウ (エイ クラシキシヨウジ (カ

- 2 略語の使用は1法人につき1個とする。但し、法人略語、事業略語及び営業所略語のそれぞれを併用してもよい(1種類1個)。

例 倉敷火災海上保険株式会社 倉敷営業所→ クラシキカサイ (カ) クラシキ (エイ

- 3 略語一覧

法人略語	
用語	略語
医療法人	イ
株式会社	カ
学校法人	ガク
財団法人	ザイ
一般財団法人	
公益財団法人	
合資会社	シ
社団法人	シヤ
一般社団法人	
公益社団法人	
宗教法人	シユウ
相互会社	ソ
(無限責任・有限責任) 中間法人	チュウ
独立行政法人	ドク
特定非営利活動法人	トクヒ
社会福祉法人	フク
弁護士法人	ベン
更生保護法人	ホゴ
合名会社	メ
有限会社	ユ

営業所略語	
用語	略語
営業所	エイ
出張所	シユツ

事業略語	
用語	略語
海上火災保険	カイジヨウ
火災海上保険	カサイ
協同組合	キョウクミ
共済組合	キョウサイ
共済農業協同組合連合会	キョウサイレン
漁業協同組合	ギョキョウ
漁業協同組合連合会	ギョレン
経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
健康保険組合	ケンポ
厚生年金基金	コウネン
国家公務員共済組合連合会	コクキョウレン
国民健康保険組合	コクホ
国民健康保険団体連合会	コクホレン
社会福祉協議会	シヤキョウ
社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
従業員組合	ジュウクミ
公共職業安定所	シヨクアン
食糧販売協同組合	シヨクハンキョウ
生活協同組合	セイキョウ
生命保険	セイメイ
特別養護老人ホーム	トクヨウ
農業協同組合連合会	ノウキョウレン
連合会	レン
労働組合	ロウクミ

口座振替払いにより支払いを行う場合、債権者登録申出書の債権者名と口座名義は完全に一致することを原則としますが、次の表の場合は、完全に一致しなくても登録することができます。

なお、この表は債権者登録申出書における債権者名と口座名義の関係についてのものです。債権者登録申出書・契約書・請求書等における各々の債権者名については完全に一致させてください。

	債権者名	振込口座名義	備考
法人	(株)○×商事 代表取締役 ××××	(株)○×商事	<ul style="list-style-type: none"> ・有限会社、医療法人、社会福祉法人等の法人の場合も同様。 ・「代表取締役」については理事長、代表理事等の法人代表肩書の場合も同様。 ・「支店」については支社、支部、営業所等も同様。 ・「支店長」については支社長、部長、所長等も同様。 ・委任状等は不要。
		(株)○×商事 <u>決裁口</u> (又はこれに類する名称)	
	(株)○×商事 □△支店 支店長	(株)○×商事 <u>代表取締役</u> × ×××	
	◇◇◇◇	(株)○×商事 □△支店	
		(株)○×商事 <u>決裁口</u> (又はこれに類する名称)	
団体	○×町内会 会長◇◇◇◇	○×町内会 ◇◇◇◇ (肩書きなし)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、委員会等の団体も同様。 ・「会長」については代表者、委員長等の団体代表肩書の場合も同様。 ・委任状等は不要。
個人	倉敷 太郎	倉敷太郎 <u>決裁口</u> (又はこれに類する名称)	・委任状等は不要。
	○○商店 倉敷太郎 (屋号付き)	倉敷太郎	・委任状等は不要。

※この表に該当しない名義の口座への振込みには、委任状等の提出が必要な場合があります。